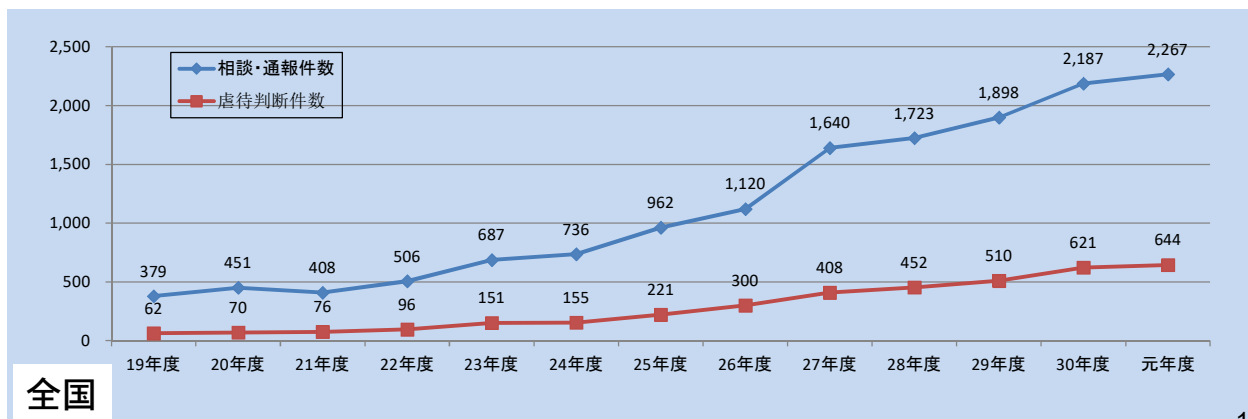
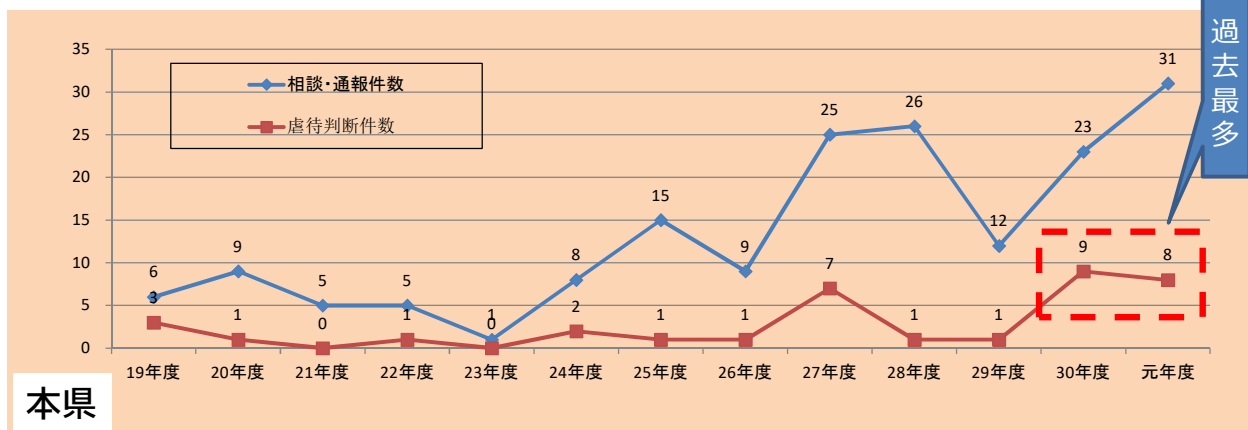


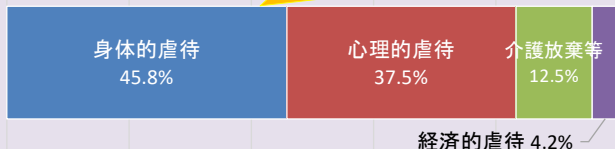
令和3年度介護保険施設等集団指導 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況



本県の施設内虐待の状況(令和元年度)

虐待の類型

身体的虐待, 心理的虐待の順に多い



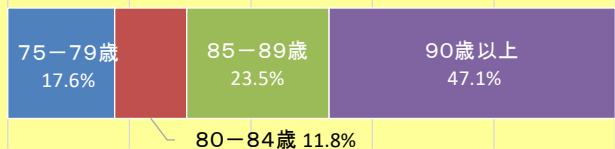
被虐待者の性別

被虐待者の約9割が女性



被虐待者の年齢

約7割が85歳以上



虐待があった施設等

令和元年度はグループホームが最多



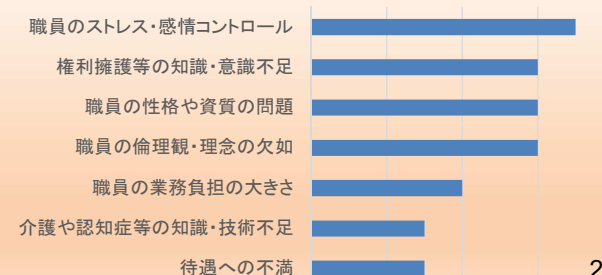
組織運営上の課題

(件)



虐待を行った職員の課題

(件)



高齢者虐待防止法

(H18.4.1施行)

『高齢者の虐待防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』

■ 目的 (法第1条)

- ① 高齢者虐待の防止
- ② 高齢者虐待を受けた者の保護
- ③ 養護者の負担軽減

■ 虐待の種類 (法第2条)

- ① 身体的虐待
- ② 介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)
- ③ 心理的虐待
- ④ 性的虐待
- ⑤ 経済的虐待

■ 定義 (法第2条)

「高齢者」とは… **65歳以上の者**

「養護者」とは… **高齢者を現に養護する者であつて，養介護施設従事者等以外のもの**

「養介護施設従事者等」とは…

老人福祉法または介護保険法に規定する養介護施設，養介護事業において業務に従事する者

※ **業務時従事する者は，直接介護サービスを提供しない施設長や事務職員，介護職以外で直接高齢者と関わる職種も含む。**

3

養介護施設・養介護事業とは

	養介護施設	養介護事業
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none">・老人福祉施設・有料老人ホーム	<ul style="list-style-type: none">・老人居宅生活支援事業
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none">・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院・地域密着型介護老人福祉施設・地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none">・居宅サービス事業・地域密着型サービス事業・居宅介護支援事業・介護予防サービス事業・地域密着型介護予防サービス事業・介護予防支援事業

4

養介護施設従事者等の通報義務

虐待を受けたと思われる高齢者を発見したら



市町村へ通報

- **養護者による虐待【家庭内虐待】** (高齢者虐待防止法第7条)
 - ・生命又は身体に重大な危険がある場合 → **通報義務**
 - ・それ以外の場合 → **努力義務**
- **養介護施設従事者等による虐待【施設内虐待】** (同法第21条)
 - **従事者等本人が従事する施設等で発見** → **通報義務**
※生命等への重大な危険の有無に関わらず、通報義務がある。
 - **それ以外で発見**
 - ・生命又は身体に重大な危険がある場合 → **通報義務**
 - ・それ以外の場合 → **努力義務**

5

通報者の保護

(高齢者虐待防止法第21条)

- **守秘義務との関係**
秘密漏示罪や 守秘義務違反に問われることはない。
- **不利益取扱いの禁止**
通報したことを理由として 不利益な扱いを受けない。



(解雇, 降格, 減給など)

※いずれも、虚偽・過失を除く。

早期発見・早期対応をはかるため

虐待と疑われる事案が発生したときこそ・・・

適切なケア・サービスの提供ができていないか確認・検討を！

6